令和７年度 宮崎地方最低賃金審議会 第１回宮崎県最低賃金専門部会 議事録

１　日　時

令和７年８月８日（金）午後３時50分～５時15分

２　場　所

宮崎合同庁舎２階　共用大会議室

３　出席者　（五十音順）

公益代表委員　　橋口、宮川、森部
労働者代表委員　　鎌田、重黒木、白﨑
使用者代表委員　　河野、酒匂、中原
事　　務　　局　　吉野労働基準部長、平元賃金室長、木村室長補佐

４　議事内容

【室長補佐】

それでは時間となりましたので、ただいまから第１回の宮崎県最低賃金専門部会を開催いたします。最初に、本日の議事録の確認は鎌田委員と中原委員、よろしくお願いいたします。

本日、９名全員の委員が出席されていますので、最低賃金審議会令第５条の定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

また、初めての専門部会ですので、部会長と部会長代理が選任されるまでの間は事務局のほうで議事を進行させていただきます。なお専門部会委員任命の辞令を席に置かさせていただいておりますので、ご確認の上、お受け取りいただきますようお願い申し上げます。

次に配付資料について説明をさせていただきますが、表紙の裏面に資料目次等書いております。１番目が専門部会委員名簿、２番目が専門部会運営規程、３は生活保護と最低賃金との比較、４が最低賃金に関する基礎調査結果、５が審議会運営計画案、そして６が答申日等効力発生予定日の一覧表になっています。

それでは議題１の「部会長及び部会長代理の選出について」ですけれども、部会長、部会長代理は最低賃金法第24条の規定により公益を代表する委員から、委員が選挙することになっています。従来、労使の代表者協議により推薦をいただいているところですが、すでに協議済みであれば、ご発言をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

【白﨑委員】

はい、事前に使用者側委員と協議をしております。私のほうから推薦させていただきます。部会長に森部委員、部会長代理に橋口委員をご推薦をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【室長補佐】

ただいま、部会長に森部委員、部会長代理に橋口委員が推薦されました。ご異議ありませんでしょうか。

（異議なし）

【室長補佐】

ご異議もないようですので、部会長を森部委員、部会長代理を橋口委員にお願いしたいと思います。それでは森部部会長には、そのままの席でご挨拶と以後の進行をよろしくお願いいたします。

【森部部会長】

部会長を仰せつかりました森部です。よろしくお願いいたします。先ほど本審で報告ありましたとおり、７月４日の運営小委員会におきまして、宮崎県最低賃金の改正につきましては、労働経済の情勢等および最低賃金法の趣旨を勘案して慎重に審議し、中央最低賃金審議会から目安が提示された後、これを参考に10月１日発効を目指すこととしますが、審議の都合上、これがかなわない場合におきましては、早期の発効を目指し努力して審議を行うということが確認されたところでございます。

慎重かつ迅速な審議を心掛けるとともに、全会一致に至りますよう努力したいと思いますので、皆さま方のご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは時間もありますので、早速審議に入りたいと思います。

議題２、「生活保護費と最低賃金との比較結果について」です。中央最低賃金審議会の目安答申によりますと、宮崎県の最低賃金は生活保護水準を上回っているようですが、まず、その比較方法の考え方や宮崎県における比較結果を事務局から説明していただきたいと思います。お願いします。

【室長補佐】

それでは、生活保護費と最低賃金との比較結果について、私のほうから説明をさせていただきます。まず生活保護費と最低賃金を比較する理由についてですけれども、これは最低賃金法第９条で、最低賃金を決定する要素のうち、労働者の生計費については、生活保護との整合性にも配慮するものとするというように規定されていますので、最低賃金額で働いたときの手取額が生活保護費より低くなっていないかについて、必ず確認する必要があるということになります。

それでは、宮崎県における生活保護費と最低賃金額の状況についてですけれども、資料の５ページ、資料№.３をご覧ください。先ほどの第２回本審の中でも、中央最低賃金審議会の第２回目安小委員会の資料としまして、各都道府県における生活保護と最低賃金との比較結果を表したグラフを紹介しましたけれども、こちらの資料の方は、かなり細かく金額まで示した資料になります。ここで示された宮崎県の生活保護の金額ですが、色が付いているところですけれども、色づけされた箇所の一番左の数値になります。宮崎県の生活保護費が92,684円となります。これは公表されている中で最も新しい令和５年度の金額になりますが、同じ令和５年度の最低賃金の額が、その隣の125,810円になります。

そして、この金額の根拠資料、計算方法に関する資料が次のページ、６ページの生活扶助基準額と、その次の７ページの生活保護と最低賃金の比較の計算というタイトルの資料になります。

そもそも生活保護は８つの扶助で構成されていますが、中央最低賃金審議会による比較方法の基本的な考え方によりますと、生活保護の８つの扶助のうち最低賃金と比較するのが、生活扶助と住宅扶助、この２つの合計というふうになっています。

この２つの扶助のうち、まずは生活扶助についてですけれども、具体的には６ページの方になります。この６ページに３つの丸で示されていますが、一番上の丸の第１類費、第２類費、特例

加算、経過的加算の合算額、そして上から２つ目の丸、真ん中の丸になりますが冬季加算の金額、そして一番下の丸の期末一時扶助費、この３つの合計が生活扶助の金額となります。

ただ、この６ページに示されていますのは全て基準値になりますので、この基準値をもとに実際の金額を算定する必要があります。その計算方法が、次の７ページにまとめられています。７ページの最初のⅠ、ローマ数字のⅠの前提のところ。上から２つ目の丸に宮崎県の各地の人口。そして３つ目の丸のところに生活扶助基準額、この生活扶助基準額は、先ほどの６ページで示しました生活扶助基準額と同じ金額になります。その基準額を見やすいように、このような表にまとめたものになります。

そして、これらの基礎データをもとに生活扶助額を計算する方法を示したのが、その下のⅡの生活保護、その（１）になります。まず（１）の①、第１類費と第２類費ですけれども、この金額は先ほどの基準額から人口加重平均を求めることになりますが、実際計算した金額が四角で囲まれた部分にありますように、70,110.30 円になります。

この計算方法を簡単に説明させていただきますと、上の生活扶助基準額の表のところ、「Ⅰ前提」の上から３つ目のところになりますが、そこの一番上のポツのところに、第１類費、第２類費、その基準額があります。この第１類費と第２類費の基準額は、このように地域によって３つの級地に分かれています。

宮崎県の場合、宮崎市が２級地の１に該当します。都城市と延岡市が３級地－１に該当し、それ以外は全て３級地－２に該当するということになっています。それぞれの級地の基準額がこの表にありますように、２級地－１が 72,430 円、３級地－１が 70,080 円、３級地－２が 67,740 円となります。

この基準額にそれぞれの地域の人口を掛けまして、その合計から人口１人当たりの平均値を導き出したのが、先ほどの（１）の①の四角のところの金額、70,110.30 円になります。

その次になりますが、（１）の②です。第２類費のうち冬季加算についてですが、これは 11 月から３月までの間、月 2,630 円が加算されるものになります。実際の金額としましては、年間で平均した１ヶ月当たりの平均額を用います。実際計算した金額が②の四角にあります 1,095.83 円になります。

次の③の期末一時扶助費ですけれども、これは文字通り期末、12 月に支払われる扶助費になります。こちらも先ほどの①と同じように、人口加重平均値を求めることになります。ただ、①と違うところとしまして、こちら、12 月のみ支給される扶助費になりますので、まず１ヶ月の平均値を求めてから、それぞれの地域の人口を掛けるというやり方になります。あとは①と同じように計算しますが、その計算結果が③の四角のところにありますように 987.80 円になります。

この①、②、③の合計が生活扶助費になります。上から４つ目の四角に記載されていますように、その合計が 72,193.94 円になります。これが生活扶助費ということになります。

もう一つの要素の住宅扶助の方についてですが、住宅扶助費の実績値に関しましては、ここに根拠資料を付けていませんが、（２）の住宅扶助実績値のとおり、宮崎県全体の平均値が月額で 20,489.90 円となります。

この生活扶助費と住宅扶助費を合計しますと、下の（３）の四角のところにありますように 92,684 円となりますが、この金額が先ほどの資料５ページに示された宮崎県の生活保護費 92,684 円ということになります。

この生活保護費が最新の令和５年度の金額になりますので、これと比較するのは当然、令和５年の最低賃金ということになりますが、その金額はその隣に書かれています 125,810 円になります。

最低賃金は時間額で決められていますので、生活保護費と比較するためには、最低賃金額をこのように月額に換算する必要がありますが、その計算方法を示したのが、８ページⅢの「最低賃金との比較」のところになります。

ここに、時間給としまして、令和５年度の最賃額であります897円。月の労働時間が、これは週40時間の場合を想定しますと、173.8時間というふうになります。あと、その下に可処分所得割合というのがありますが、これは税金とか社会保険料の控除を考慮して、いわゆる手取額を計算するための係数になります。この可処分所得割合が0.807になります。

この３つの数値を掛け合わせますと、１ヶ月の手取額になりますけれども、それがそこの四角にありますように、125,810円になります。このように計算しまして、５ページに記載のとおり、令和５年度の宮崎県の生活保護費が92,684円。そして宮崎県最低賃金額の月額が125,810円というふうになりますので、宮崎県最低賃金は生活保護費を月額で33,126円上回っているという結果になります。生活保護費と最低賃金との比較結果についての説明は以上になります

【森部部会長】

はい、ありがとうございます。ただいまの説明について質問等はございますでしょうか。

（質問等なし）

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、令和５年度における宮崎県最低賃金は、宮崎県の生活保護費を上回っているということを専門部会として、あらためて確認したということで今後の審議を進めていきたいと思います。また本審への部会報告書には、その旨を盛り込んで報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

はい、ありがとうございます。それでは、議題３に移りたいと思います。議題３、「令和７年度最低賃金に関する基礎調査結果」についてです。調査結果について、事務局より説明をお願いします。

【室長補佐】

それでは「令和７年度最低賃金に関する基礎調査結果」につきまして、引き続き私のほうから説明をさせていただきます。

資料は９ページの「資料№.４」になります。まず11ページをご覧ください。こちらに調査の概要を記載しております。この調査は、宮崎県最低賃金の調査審議の基礎資料とするために県内の賃金実態を調べた調査になります。

調査対象事業場は宮崎県内の事業所で、業種と規模につきましては３の調査事業所に記載してますとおり、製造業、情報通信業のうち新聞業・出版業、小売業の中の各種商品小売業は常用労働者100人未満、それ以外の各種商業、小売業、および卸小売業、そして飲食サービス業、宿泊業、医療・福祉、およびサービス業については、常用労働者30人未満の事業所を対象としています。

そして今回調査に協力していただいた事業所の件数が688事業所。その結果、データと取るこ

とができた労働者数は、次の４の調査労働者のところに記載していますとおり 6,376 人となっています。

そして次のページ、12 ページが未満率・影響率についての説明になります。ここに記載されていますとおり、未満率は現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合のこと。影響率とは、最低賃金額を改定した場合、その改定後の最低賃金を下回る労働者の割合のことになります。次の 13 ページには、分位数など、分布特性値の説明を載せておりますが、こちら、また後ほど説明をさせていただきます。次の 14 ページから調査結果になります。14 ページの次の 15 ページは、地域別最低賃金にかかる影響率の一覧表になります。

こちらの資料は、地域別最低賃金にかかる引上げ額に応じた改定率、影響率をまとめた表になります。今後最低賃金を引き上げた場合の引上げ額と改定率、影響率がそれぞれの改定最賃額ごとに記載されています。例えば、今年Ｃランクの目安額のとおり 64 円引き上げた場合を想定しますと、最低賃金額が 1,016 円になりますので、その表の改定最賃額 1,016 円のところをご覧いただきますと、その場合の引上げ額が 64 円、改定率 6.72%、そして影響率が 29.25%というふうになります。

また、改定最賃額のところですけれども、952 円のところをご覧いただきますと、改定率が（未満率）というふうになっていますが、この場合のみ、隣の影響率 2.51%は未満率のことになります。未満率は先ほども説明しましたとおり、現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合のことです。ここに記載がありませんけれども、その前年、最賃額が 897 円のときの未満率が 1.21%でしたので、現在の 2.51%は、それより 1.3 ポイント増加した状況ということになっております。

また、影響率につきましても、前年より高くなる傾向にあります。例えば 15 ページの表の左側の上のほうに、前年最賃額を 952 円に改定した時の影響率を載せていますが、前年、55 円引き上げたときの影響率が 23.1%であったのに対しまして、今回同じ 55 円を引き上げた場合の影響率は、その右隣の改定最賃額が 1,007 円のところですけれども、影響率が 28.15%となっていますので、前年より 5.05 ポイント高くなっている、ということになります。

その次の 16 ページ以降についてですけれども、16、17 ページは地賃と全産業の賃金特性値の推移、そして 18、19 ページは、地賃と全産業で就業形態別賃金特性値の事業所規模別の比較を表にした資料になっています。

まず 16 ページ、17 ページの賃金特性値の推移についてですけれども、16 ページは地賃の適用労働者を対象とした第１二十分位数、第１十分位数、第１四分位数、中位数、この４つの指数の令和元年から令和７年までの推移をまとめた資料になります。この分位数につきましては、先ほどの 13 ページの分布特性値のところに説明があります。例えば、今回の調査で得られた全ての労働者の賃金につきまして、賃金が低いものから順番に高いものへと並べていったとします。そして、そのように並べた状態で 13 ページのイの（イ）のように並べた人数を 10 等分して低いほうから最初の境界線、そこの賃金額を第１十分位数というふうにいいます。ここのページに載せておりませんが、仮にこれを 20 等分した場合の一番低い境界線が第１二十分位数になります。また、（ロ）のように４等分した場合の一番低い境界線を第１四分位数。そして（ハ）のような２等分した場合の境界線を中位数と呼びます。この中位数は調査結果の丁度真ん中に位置する人の額になりますけれども、平均値とは違った数値になります。平均値を取りますと、どうしても賃金が極端に高かったり、また逆に低かったりするような人がいた場合、どうしてもその影響を受けやすいという欠点がありますが、この中位数は平均ではなく、丁度真ん中に位置する人の金額ということになりますので、特に今回のような賃金に関する実態調査においては、平均値より特

徴を的確に表す数値として評価されて、多く利用されている指標となっております。

それでは、先ほどの16ページの説明に戻ります。どの分位数においても上昇傾向にありますが、第１二十分位数は、これまでも最賃額に近い金額で推移する傾向にありまして、今年も同様の結果になっています。

次の17ページは参考資料になりますので説明を割愛させていただきます。

次の18、19ページなりますが、就業形態別賃金特性値の比較ですけれども、18ページが地賃適用労働者の就業形態ごとの第１二十分位数、第１十分位数、第１四分位数、中位数をまとめた資料になります。下のグラフのほうを見ていただきますと、第１二十分位数から中位数までの金額の状況が一般労働者に比べて、パート労働者の方が傾きが緩やかになっていますけれども、これはパート労働者のほうが労働者間の賃金額の差が小さい、つまりは賃金額の分散が小さい傾向にあるということになります。次の19ページのほうは参考資料になりますので説明を割愛させていただきます。

その次の20ページをご覧ください。20ページは、地賃適用業種で業種別の賃金を比較した資料になります。この表の一番左の欄のところ、そこの一番下に未満率がありますが、未満率は業種ごとに1.44%から3.43%の間となっています。この中では飲食店、宿泊業が、最も低く1.44%で、最も高いのが医療・福祉で3.43%という結果になっています。

また、賃金額の分散について着目しますと、地賃適用パート労働者、これは左から３列目のところの地賃適用産業計パートというところになりますが、そこと右から３列目の飲食・宿泊業、この２つのケースで第１二十分位数から中位数までの金額の分散が小さく、労働者間の賃金額の差が小さい傾向が見て取れるかと思います。

それでは「令和７年度の最低賃金に関する基礎調査結果」の説明は以上となります。

【森部部会長】

はい、ありがとうございました。ただいま事務局より基礎調査結果について説明がございました。ご質問がある方、お願いします。

（質問なし）

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは次に移りたいと思います。議題４です。議題４の今後の審議の進め方について協議したいと思います。最低賃金法第25条第６項では、審議会は審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者、その他の関係者の意見を聞くものとするとされております。この点について、事務局より説明をお願いします。

【賃金室長】

はい、それでは説明いたします。最低賃金法第25条において、最低賃金審議会は最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。また規則において最低賃金審議会は、前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議に出席させる等により、関係労働者及び使用者の意見をきくものとすると規定されております。

また、意見陳述者、参考人といいますが、意見陳述者、意見を的確に主張できる人選とするこ

と、専門部会の労使各側委員の意向を十分に尊重することとなっております。

本件は、期日までに意見が３件提出されたことを本審でも説明していますが、その全てにおいて陳述を希望されています。なお、陳述を希望された方々に対しましては、陳述予定者の氏名、追加資料等の有無、追加資料有りで当日資料持ち込みとなった場合は14部を陳述者側で準備等につきまして、事前に事務局より説明済みであります。

もう一度、委員の皆さまのご審議で意見陳述を認めることが確認された場合は、これまでの通例では第２回専門部会で意見陳述していただくことになりますが、先ほど、本審終了後に行われました審議日程再調整の結果、第２回専門部会は８月15日、金曜日に開催予定となりましたので、８月15日が意見陳述予定日となります。以上が参考人聴取についての説明でございます。

【森部部会長】

はい、ありがとうございます。先ほどの本審で要請書が提出されました宮崎ふれあいユニオンさま、宮崎県労働組合総連合さま、生協労連コープみやざき労働組合さまは意見陳述を希望しているということが確認されました。意見陳述を希望している３件につきまして、意見聴取を認めることとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、次の第２回専門部会におきまして、参考人意見聴取を行いたいと思います。参考人の意見聴取は、次回の部会において行いたいと思いますので、参考人の氏名等を事務局で確認しておいていただきますよう、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、続きまして議題５に移りたいと思います。議題５は令和７年度宮崎県最低賃金額改定に関する労・使の基本的考え方についてご意見をいただきたいと思います。まず、労側からお願いします。

【鎌田委員】

労側、鎌田と申します。どうぞよろしくお願いします。皆さまのほうには、いま資料を１部配布をさせていただいております。配布が終わり次第、説明をさせていただきます。

それでは、まず１ページでございます。労働者側の基本的考え方でございます。ローマ数字Ⅰ－１、法の趣旨でございます。日本国憲法第25条、労働基準法第１条、最低賃金法第１条を明記しております。あらためて、ご確認をお願いいたします。

下段の２ポツでございます。宮崎県最低賃金対象者の現状でございます。四角囲みにありますように、仮に法定労働時間の上限働いても年収は200万程度にしかなりません。いわゆるワーキングプアの水準にとどまっているということでございます。

次に２ページをご覧ください。ローマ数字Ⅱ、宮崎県の経済情勢についてというところでございます。こちらについては概要のとおり、緩やかに回復しているということでございます。各論のほうは、ご参照いただきたいと思っております。

３ページをご覧ください。2025年度の地域別最低賃金の審議についてでございます。まず、１ポツは連合春闘の回答集計でございます。（１）は、連合の全国の全体でございます。文章記載がございますとおり、33年ぶりの高い伸びとなった昨年を上回る水準となっております。またグラフの下に記載をしておりますが、有期・短時間労働者の賃上げは5.81％、高卒初任給の引き上げ

は6.24%であり、これは上記の5.25%を上回る結果となっております。

（2）でございます。こちらは宮崎、連合宮崎の回答集計でございます。こちら下の表にございますとおり、宮崎のほうは結成以来過去最高の水準となっております。労働組合のない職場で働く労働者に対しても、最低賃金の大幅な引き上げを通じ、これを波及させる必要があります。

４ページをご覧ください。２ポツ、生計費でございます。実質賃金はご存じのとおり３年連続マイナスで推移をしております。賃上げが物価高に追いついていないことから、労側の今年の主張は、生計費に重きを置いております。また、昨年は頻繁に購入する生活必需品を含む消費者物価の上昇率が根拠の一つとなりましたが、物価高の指標で一つだけを取り上げるのではなく、広い視点で検討する必要があるため、労側のほうは実質賃金指数、消費者物価指数、寄与度の高い食料・エネルギー、エンゲル係数について、これから説明させていただきます。

まず（1）宮崎の実質賃金の推移でございます。最賃改正後の10月以降を見ていただきますと、11月以降全てマイナスで推移をしております。５月のほうを見ますと、マイナスの4.8%でございます。全国の同じ５月はマイナスの2.9%ですので、宮崎のほうが実質賃金はマイナスであるということでございます。

（2）宮崎市消費者物価指数と全国の比較でございます。これは先ほど労働局が説明しましたので数字だけ申し上げますが、宮崎のほうは平均、太文字4.4%でございます。先ほど連合宮崎の賃上げところは4.21%で説明させていただきました。ということは、賃上げの実感が湧かないということもこの数字で分かるだろうというふうに思っております。

５ページをお開きください。（3）でございます。宮崎の10大費目別で寄与度の高い食料、エネルギーについてでございます。寄与度とは、分析対象の特性に影響を与えるパラメータが変動した際に、その特性に与える影響の大きさを示す数値でございます。宮崎における寄与度の高いのは食料、エネルギーでございます。この３ヶ月後、この２つを見ますと、表に記載しておりますが、３ヶ月平均8.3%も増加しているのだというところでございます。特に光熱費のエネルギーが9.7もアップしているということで、全国平均と比較しても宮崎のほうが高いという結果となっております。

６ページをお開きください。６ページのほうはエンゲル係数でございます。これは中賃の先ほどのビデオメッセージでもございましたが、食料が消費指数全体に占める割合のことでございます。これを宮崎の数字で捉えますと、2024年度は28.2%で、過去10年の中で宮崎は高い結果となっております。あと、都道府県県庁所在市別では、宮崎市が６番目に高いというエンゲル係数の結果となっております。物価高の影響に加え、所得が低いほど必要な食料費の割合が大きくなるため、生活にゆとりがないということを十分にうかがうことができます。

（5）カレーライス物価指数についてです。こちらは家庭で調理する際に必要な原材料や光熱費などを、価格をもとに算出しているものであります。表の一番右、直近５月を記載しておりますが、2020年に比べ６割を越える指数となっております。過去10年では初めてとなる結果でございますので、最低賃金引上げの参考として記載をさせていただきました。

７ページをご覧ください。３ポツ、宮崎県の雇用失業情勢の（1）有効求人倍率についてでございます。最賃改正後８ヶ月平均では、全国1.25倍に対し、宮崎は1.29倍と上回っています。また九州各県と比較しても、大分に次いで２番目に高い倍率となっております。（2）パートタイム労働者の求人募集賃金加減平均についてです。表にあるとおり、直近５月は1,071円、10月から５月までの８ヶ月平均は1,077円です。現行952円と比較し、大きく上回る実態となっています。（1）、（2）ともにお示ししたのは、宮崎における労働需要が逼迫している状況や、現行の最低賃金で採用するのは、すでに困難である状況が明白でございます。

８ページをご覧ください。（３）倒産、休廃業、新設法人についてでございます。2024 年、これ宮崎でございますが、倒産件数は 49 件、負債額 71 億 9700 万と、昨年より増加しておりますが、一番右に記載をしております倒産発生率は全国で 44 位と、４番目に低い結果となっております。逆に問題なのは、休廃業、解散でございます。真ん中の表のとおり、宮崎県内では 2024 年は 602 件と大幅に増加をしております。先ほど説明しました倒産件数の 12 倍でございます。また経営者年齢の平均は 70 歳を超える中において、黒字休廃業は４割を越えていますので、後継者不足等が課題と捉えております。一方、新設法人は 829 社と、倒産、休廃業を上回る状況です。つきましては、最低賃金と相関は見いだしにくい状況ではありますが、最低賃金を引き上げても倒産に大きな影響がないということがうかがえます。

４ポツ、都市部への労働力流出でございます。（１）県外への転出者の推移を見ますと、表のとおり 20 代が４割を占めているという現状です。また 10 年前の 2014 年と比較しますと、36.1 から 41.6 と 5.5 ポイントも増加していること。また県内の大学生が就職先に選ぶ際に重視するポイントは給与水準という結果となっております。

次、おめくりいただきまして９ページでございます。こちらからは、若者、女性をキーワードにしております。（２）でございます。こちら議会でも取り上げられており、ご存じかもしれませんが、10 代の転出超過数に対する 20 代の転入超過数の割合を示しており、男性は 34.5％でしか回復していない。さらに女性はマイナスの 7.7％という衝撃的な結果となっております。（３）の男女間賃金格差は、これ宮崎市でございますが、男性を 100 とした場合、女性は 56％でしかないという結果でございます。20 代までは大きな格差とまでは言えないのですが、40 代、50 代になるにつれ、格差が広がっています。（２）、（３）ともにいえることは、若者、女性の労働力流出は、地方の中小零細企業の事業継続発展の厳しさに拍車をかける一因ともなっております。宮崎として労働力流出の課題も含めた最賃の審議も必要であるというふうに思っております。

10 ページをお開きください。５ポツ、ひとり親世帯の実態でございます。表に記載のとおり、離婚率は、宮崎は全国で２番目に多い水準です。また、ひとり親世帯の母子世帯の就業形態はパート･アルバイトが 33.7％、平均月収は 10 から 15 万が 32.9％となっております。ひとり親世帯になると、物価高に加え、子どものことで学費も困っているアンケート結果となってございます。

また、宮崎市の母子世帯のうち半数あまりは養育費を一度も受け取ったこともなく、以前は受け取ったことがあるが、いまは受け取っていないという世帯も１割あまりにも上っており、親が生活や仕事面で苦労を重ね、子どもも十分なサポートを受けられてない状況でございます。

６ポツでございます。価格転嫁のとこでございます。この表をご覧になられたとおり、宮崎のパートナーシップの登録企業数は、まだまだ道半ばという現状でございます。10 月発効後に一層の価格転嫁が実施されるよう指針の実効性のさらなる向上、普及促進を徹底的に進めてなければなりません。

最後でございます。また書きのところに記載してますが、８月に値上げが実施されているのは 1,010 品目です。これから発効であろうという 10 月は、11 ページ入りますが、3,000 品目を越える値上げのラッシュの見通しとなっており、物価の上昇基調は続いていきます。本年度の目安の金額はＣランクがＡ、Ｂランクを上回りました。これは 1978 年以来初めてであり、額差縮小に向けた中賃としての強力なメッセージというふうに受け止めております。

宮崎の最低賃金は２番目に低い水準であり、若者、女性を含めた人材流出の観点からも最低賃金の重要度は増してきております。労働者側は、本年度も使用者委員、公益委員と議論を尽くして結論を得るよう努力することを申し上げ、労側の主張といたします。以上でございます。

【森部部会長】

ありがとうございます。続きまして、使側からお願いします。

【河野委員】

はい、私のほうから、説明させていただきます。ペーパーの方は例年どおりございません。

まず、昨年度の振り返りでございます。昨年度の中央最低賃金審議会では、消費者物価の上昇が続いておるということから、労働者の生計費を重視した引上げ額、目安50円が示されたところです。これは法の原則の３要素によって、そのときどきの事情、ここでいうと政府方針等になるかと思いますが、これを重視した引上げ額であり、金額ありきで、根拠、データを後付けしているとしか思えない状況であったと考えております。

その後の中央最低賃金審議会では、Ｃランク全県で目安額を上回る金額が提示され、１つの県を除く12県で使側反対で結審をしたところでございます。宮崎においても、引上げ額目安に対して、公益委員見解として目安額プラス５円の引き上げ額、952円が提示されまして、使側全員反対で結審したところでございます。

次に、いまの宮崎県の景気動向、中小企業・小規模事業者を取り巻く状況でございます。先ほど労側のほうからもお話があった景気の状況については、日銀の７月発表の金融経済概況によりますと、緩やかに回復しているとありますが、一方で民間調査会社が実施した６月の企業動向アンケート調査では、企業の景況感を示す業況判断指数はマイナス７ポイントとなっておりまして、物価上昇が業況に与える影響では９割を越える企業が、影響があると回答しております。

また、今年４月に宮崎県中小企業団体中央会が実施しました県内の中小企業・小規模事業所における人手不足、賃上げ等に関する調査によりますと、今年度の賃上げについて実施するというところが64%、未定が22%、実施しないが14%となっており、賃上げを実施する理由としては、業績、収益が向上してない、いわば防衛的賃上げが多数を占めております。賃上げを実施しない理由では、原材料価格・電気代・燃料費等の高騰やコスト増加分を価格転嫁できてない、などが上げられており、中小企業・小規模事業者の厳しい経営状況が上げられております。

以上を踏まえまして、今年度の審議をおける基本的考え方を申し上げます。中小企業・小規模事業者には物価高や最低賃金を含める人件費の高騰分を十分に価格転嫁できていない厳しい経営環境にある事業者が多いことをまず認識する必要があります。

全ての企業に適用される最低賃金を過度に引き上げることは、先行きの不透明感が高まっている中、経営をより一層圧迫しかねないと考えます。最低賃金は、働く人の生活を支えるセーフティーネットとして全ての企業に例外なく、かつ罰則付きで適用されるもので、この最低賃金引き上げは各企業の経営判断による賃上げとは意味合いがまったく異なるものでございます。これまでも毎年申し上げてきておりますが、最低賃金の引き上げは、通常の賃金引き上げや消費の拡大といった政策を目的としたものではないということを強く申し上げておきたいと思います。

繰り返しになりますが、最低賃金は業績の良し悪しに関係なく一律に強制力を持って適用されます。生産性が向上し収益が拡大した企業が、賃金引き上げに前向きに取り組むべきことは言うまでもありません。しかし強制力のある最低賃金の引き上げは慎重に判断されるべきであり、生産性の向上や取引適正化への支援等によって、中小企業・小規模事業者が自発的に賃金引き上げをしやすい環境をまずもって整備すべきであります。

従いまして、今年度最低賃金決定に当たっては、法の原則３要素のうち、通常の事業の賃金支払い能力を重点に置き、その上で３要素を総合的に表している賃金改定状況実態調査結果の第４表の賃金上昇率の結果、これを最も重視した審議を基本とすべきであると思います。加えて、宮

崎県内における中小企業・小規模事業者の経営状況や消費者物価ほか、企業物価の動向、価格転嫁の進捗状況などの実態を詳細に把握した上での金額審議をすべきであると主張させていただきます。以上でございます。

【森部部会長】

はい、ありがとうございます。労使ともに基本的な考え方を伝えていただきました。補足等がございましたら、お願いします。

【重黒木委員】

いいですか。

【森部部会長】

はい、お願いします。

【重黒木委員】

先ほど鎌田委員から状況については説明をさせていただきましたけど、先ほどの審議会の中でも、事務局の方から何件か話をいただいた点で、やはり、かなり物価が上がっているっていうことについては強調しておきたいというふうに思います。特に、このいただいた資料の中の 225 ページとかの主要品目とか、そういうものの記載があったかと思うんです。ごめんなさい、違っていました。261 ページです。頻繁に購入する品目などについての掲載がありまして、これを見ますと、ここの構成は決まっているのかもしれないのですが、お米とか穀物が入ってなくて、そもそもお米などは主食なので食糧管理法とかで、ある程度、安定した価格をというようなことがあったかと思うのですが、現状は皆さんご承知のとおりということで、そうしますと、この指数よりもかなり上がっているということではないかなというふうに考えています。

また 62 ページの原因別倒産状況の推移というところで、この資料の中の赤囲みをしていただいているところですが、販売不振が大きな要因になっているといったご説明をいただきました。やはり購買力が低下しているというようなことが、販売不振にもつながっているように思いますので、やはり購買力というようなことを考えますと、労働者の賃金というようなところに直結する部分もあるのかなというふうに思いますので、是非、そういった点も考慮いただきたいと思います。以上です。

【森部部会長】

はい、ありがとうございます。労側から補足として説明がありましたが、使側の方から何かございますでしょうか。

【酒匂委員】

よろしいですか。

【森部部会長】

お願いします。

【酒匂委員】

使用者側の基本的なスタンスは先ほど河野委員が申し上げたとおりだと思います。やはり、我々としては支払い能力を尊重したいということでございます。また他方で、先ほど審議会でも申し上げたんですけれども、中央審議会がしっかりと議論されて、我々に提唱された。しかも地方の審議については、最大の関心を持って注目しているということまで言われた中で、不満はありますけれども、やはり、そこがまずスタートだろうなと考えております。

その際、いろいろ読み込んでみたのですが、結局、数字がなぜ60円になったのか、それが見えないのですが、漏れ聞こえてくるところによると、それぞれの県で参考にできるデータをもとに全国でもＡＢＣランクで付けたのだと言われておりますので、まずは出発点。それを参酌する必要がありますので、中央が出した数字の根拠がどういうもとで出ているのか。その数字を見たとき、宮崎県と同じなのか、どれだけ違いがあるのかという点から、宮崎県の数字を出していくべきではないかと思っております。

それが我々にとって、いいことかどうかは分からないのですが、そもそも満足できる数字ではありませんけど、参酌しなければいけないということで、その進め方の考え方としては、まずは中央審議会が参酌しろと言っている数字が、どういう根拠のもとに出たのか、もし事務局の方で整理していただけるなら、教えていただきたいですし、それと比較したときの宮崎の数字がどうなんだというところをお示ししていただけたらありがたいなと思っています。

先ほど中央のメッセージにもありましたけど、ちょっと聞きづらいところもありましたので、もしテキストにしていただけるものであれば、そのテキストも読み込まさせていただいて、中央がどうやって資料を採取したのか、そこを踏まえた上で宮崎とどう乖離があるのか、そういう作業をやっていけたらどうかなと。でないと、昨年度みたいに５円も違ってくると、労働側からもいろいろ出ているように、目安と何故こうも違うのかと、目安そのものの意味も違ってまいりますので、是非、そういう作業をさせていただければなと思っています。それで数字を見て、また、いろいろ審議をさせていただければなと思うのが一つでございます。

もう一点は、最初、部会長の方からご発言があった中で、くどいようなんですが、小委員会でのご意見がございました。10月早期の発効に向けて努力するということが文言に入っていたから出てきたのだと思うのですが、それについては適用しないと確認も取らせていただきましたので、発効そのものについても、しっかり労使でご協議をさせていただければと思っているところです。

【森部部会長】

ありがとうございます。最初の一点目につきましては、事務局のほうに、根拠資料というか、そういうものを出していただきたいという、ご要望ですか。

【酒匂委員】

そうですね。中央がどういった根拠をもとにして、このような数字が出て、それについて都道府県にも参照可能な数字であるのかどうか。資料の中で宮崎がどういう位置づけなのか、動向を比較できるのか、できないのかなど。可能であればというところです。

【森部部会長】

事務局の方は、どうでしょうか。

【賃金室長】

現時点での話をさせていただきたいと思いますが、昨年度も中央から都道府県別のデータが提供されていたと思うんですけど、今回も、確かに都道府県データが出ております。これは、その資料の一番最後、41ページの資料の８になりますが、実はこちらは宮崎県しか抜き出してませんが、これが根拠として示された都道府県別データの、宮崎だけを抜き出したデータとなっております。

【河野委員】

これじゃ、結局・・・・。

【賃金室長】

全都道府県版にすると、もっと多くなりますけど、それはちょっと、他府県の情報も載せるということになりますので、都道府県別データは、あくまでも宮崎だけの状態にしたのですが・・・。

【河野委員】

消費者物価指数の食料と持家の帰属家賃を除く総合だけしか、出てないのですね。

【賃金室長】

あと、食料品と、重黒木委員のほうからも、本審の資料の59ページの頻繁に購入する品目という話も出ましたけど、これに関しましては、専門部会の資料でも、25ページ。25ページからの資料No. ７が消費者物価指数の最新版になります。ただこの資料は、宮崎県といっても、一部、宮崎市のデータということになります。本審で提供した資料も都道府県別といっていますけど、実際は宮崎市だけのデータしか拾い上げられていませんので、これが県別の資料になるんですけど。

宮崎市の消費者物価指数の中で、この資料を少しめくっていただければ分かりますが、資料７の２のほうが、実際、宮崎市の消費者物価指数の細目のデータになっております。ここに頻繁に購入する品目が全て入っているかというと、実際はここに入っていない品目もありますけど、一番細分化した宮崎市の食料品関係を含めたデータは、このとおりとなっています。いま議論の中心になっています消費者物価指数に関しまして、とりあえず事務局で準備できるものを、取り急ぎ準備したところであります。

また、これ以外にも宮崎県の方で出している経済関係のデータもありますが、それは前回の本審の資料に最新のものをお付けしておりますので、工業指数とか、いろいろありますけれど、一応、これまでの中では最新のものを、県の経済データとして添付したつもりです。昨日までに宮崎県のデータが更新されておりましたら、最新のデータを付けておきたかったんですけど、まだ最新のものが出てませんので、取りあえず、この宮崎市の６月の消費者物価指数、これが最新のものになります。この中の「１」は割と議論の中心になっておりますので、一度、プラスの補足資料として、本省が提供したもの以外に、こういったものを今回は付けております。また、何かデータが出れば付けますけど。

【酒匂委員】

公益委員の見解をもとに、それを意見として今回示されているんですけど、ずっと読み込んでみたのですが、よく分からなくて。各ランク引き上げの目安、全国加重平均６％、63円の基準と

して検討することが適当であると。どういう根拠のもとに、それが消費者物価なのかどうかというところも含めて、よく分からないもんですから。

【賃金室長】

あと、先ほど出ました中賃の会長さんのビデオメッセージ、あれのテキスト化ってありましたけど、それは一応、また準備をしたいと思います。

【鎌田委員】

関連して、よろしいですか。

先ほど、中賃等が出したデータと宮崎はどうなのかというのがあったのですが、先ほど、私が、労側が説明した資料をもう一回見ていただくと、３ページの、今回の中賃が賃上げと生計費を、ある意味重視しているわけですね。この３ページは上の段が中賃の連合全体です。でも下段は宮崎の賃上げで、宮崎と全国を比較させていただいています。

あと、４ページをおめくりいただきまして、２ポツの生計費も（1）は、これ、中賃には出ていませんが、（2）のほうは消費者物価指数、先ほど賃金室長がおっしゃった部分をここに入れております。これは宮崎と全国を、上限、ちゃんと横並べで入れてますので、比較もかなりしやすいだろうというふうに思っています。

あと、めくっていただいて５ページの（3）は、消費者物価指数から幅広くいろいろあるもんですから、最低賃金近傍で働いていらっしゃる方々に一番影響度があるところ、寄与度の高いところが宮崎の、この部分。この食料と光熱は中賃にも出ています。この食料とエネルギーというところで、宮崎が8.3。中賃の全国に出ているのは、この数字だということになります。

あと、めくっていただいてエンゲル係数の（4）。これも中賃で扱われています。これは全国ではなく宮崎の数字ですが、全国の中でも宮崎はさらに高いのだというような説明も入れています。ただこれらの資料はあくまで労側が出した資料でございますので、確実性とかを含めれば、労働局さんの方の資料で、みんなが見て分かりやすい、一覧表のようなものがあるといいのかもしれないなということで、意見とさせていただきます。

【森部部会長】

はい、ありがとうございます。もう、すでに意見交換のほうに入っておりますので、続けて何かございましたら、お願いします。

【基準部長】

補足で、数字として提供されているのは、この一番最後のページなんですけど、他にもっとないのかという話になると、そもそも都道府県別のデータがあるのか、ないのか。中賃で使用した資料の中で、都道府県別のデータがあるのか、ないのかという有無一覧表みたいなものは本省から来ています。あるものは、こっちで用意できるものもあれば、本省にデータを抽出してもらえば届くというものもございますので、本日は付けていませんが、今後、有無一覧表などをご用意することはできます。

【森部部会長】

いま補足資料の提供につきまして事務局からありましたが、必要でしょうか。

【中原委員】

はい。よろしいでしょうか。

【森部部会長】

お願いします。

【中原委員】

中央で生計費の中の、重要視するといった部分が公開になったようですけども、そこに５つの指標が出されたと。その一番低いとこと高いとこの間で決めましょうといった意見もあったりして、その５つの指標の、まずは宮崎県の指標を見たい。その指標を見たときに、じゃあ、中央が出してきた目安の数字が、宮崎県の指標から出した数字より高いのか、低いのか。そういったところから入りたいんですよ。国が出した目安がどういう方法、どういう数字で、さっき酒匂委員が言ったように、また河野委員が資料の中でお示しになってらっしゃるように、そこを入口にしたいなと思うんですね。

同じやり方、同じ指標を使ったときに、宮崎はこれぐらいになりますよというところの、ひとつの目星といいますかね。

【基準部長】

全部が全部、都道府県別があるわけではないです。まず代表的なところで、頻繁に購入する品目と、あと、１ヶ月に１回買うものとかあったと思うんですけど、それについては、昨年度、それに似つかわしそうなデータということで、事務局のほうで、宮崎市の消費者物価のデータから似つかわしそうなものを選んで作成したという経緯はあるんですけれど、本省が使っている頻繁に購入するものの品目とか、１ヶ月に１回というものの宮崎県、もしくは、宮崎市のデータは無いです。

なので、その本省が参照している消費者物価の資料でも、宮崎版が無いものがすでに幾つかあるので、完全に再現するっていうのはできないというところがあります。ちょっといま、有無一覧表がないので、そこも含めて確認させていただいて、宮崎県分が用意できるものについては、ご用意させていただきたいと思います。ただ、無いものは、ちょっと用意できないというところは、ご了承いただけると。

【森部部会長】

ありがとうございました。できる限りということにして、用意していただけるということになります。もう意見交換に入っていると思いますので、他に何か労使…。

【白﨑委員】

はい。

【森部部会長】

お願いします。

【白﨑委員】

白﨑でございます。先ほど、組合の見解につきましては鎌田委員が申し上げましたし、使側の見解につきましては河野委員のほうからご説明いただいたところでございます。重なる部分があるかと思いますが、私の方からもひとこと意見させていただければと思いますけれども、先ほど、審議会の資料の中にもありましたし、労側の資料の中にもありましたけれども、今回の春闘、2025春闘につきましても、昨年を上回る結果ということでございまして、これは全国も、宮崎県も同じだということでありますが、しかしながら、今回も地域間の格差というのは広がっているということでございまして、地方から都市部への人口が流れ込んでいるというのは、もう変わらない状況であろうかと思っております。

また、このことは県内、地方においての中小企業や小規模事業者の皆さまの事業の継続とか、発展の厳しさ、そういったものの要因にもなっている、拍車をかける要因にもなっているんじゃないかなというふうにも考えているところでございます。

これ、昨年も申し上げたんですけれども、私どもも、使側の皆さんと一緒に、県や労働局さまの会議等にも参画をさせていただくことが多くありますが、その中で必ずこの若者や労働人口の県外流出というところが出てきておりまして、その一番の大きな問題は、やはり賃金だということは、様々な資料でも示され、その中でいろんな対策を取っていこうとしている訳であります。

先ほども言われましたとおり、県内の事業者さまの厳しい状況というのは、私どもも県内の企業や経営者の方々のところを回らせていただきながら、現行下見させていただいておりますので、十分認識、理解をさせていただいているところではありますけれども、同じ仕事をしながら、都会と地方で賃金が違うという、このこともある意味、問題じゃないかなというふうにも考えているところでございます。

労側といたしましても、やはり県内企業の持続的な発展という視点を十分に持ちながら、今回の最賃の審議をしっかり重ねていき、最低賃金を出せればというふうに思っておりますので、合わせてご意見させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【森部部会長】

ありがとうございました。

【橋口部会長代理】

私からもいいですか。

【森部部会長】

はい、お願いします。

【橋口部会長代理】

すみません、先ほど資料の関係で、ちょっと補足なんですけれど、もちろん宮崎県版でできるものを用意していただくというのは前提なんですが、労側が先ほど示された全国との比較の一覧というか、表。まだ部分的かもしれませんけれど、非常に分かりやすいと思って見させてもらったんだけど、今回、目安について、公益委員の中央の見解の中でも、皆さん言ってらっしゃるように生計費を、いずれにしても重視して、提示するということになってますよね。一番ボリューム的にも多い訳ですよ。もちろん、あとの要素も十分に参酌するんだけど、取りあえずは使側からも、その辺を宮崎県版でちょっと示されればというのが再三出ておりますから、分かりやすく

いえば、この公益見解の労働者の生計費という部分の文脈に沿って、宮崎県では、この数字になっているといったものを、メモ的なものでも、ちょっとまとめていただいて、その根拠はこういう資料があるよっていうことで、データを付けていただくようなかたちで準備していただければ、議論もしやすいのかなというふうに思っております。よろしくお願いします。

【森部部会長】

ありがとうございます。論点整理のために資料を整理していただきたいということだと思います。ほかに何かございますでしょうか。酒匂委員の２個目のお話ですけど、あれについては、先ほどの審議会で決まったとおりという形でよろしいかと思います。こちらにいる全員が理解していると思いますので、よろしいかと思います。

他に何かございますでしょうか。では、よろしいでしょうか。ある程度意見交換ができましたので、続きまして議題６に移りたいと思います。令和７年度における宮崎県最低賃金額改定に関する金額提示ですが、昨年は１回目におきまして、労使双方から金額提示していただきました。８月４日の中央最低賃金審議会におきまして目安額が示されましたが、それを踏まえて現段階における金額提示は可能でしょうか。まず、労側から大丈夫でしょうか。

【白﨑委員】

はい。

【森部部会長】

それでは金額提示、お願いします。

【白﨑委員】

それでは資料のほう、配布させていただきます。

（各委員に労働者側の金額提示資料を配付）

それでは、私のほうから令和７年度の労働者側の額の提示をさせていただきたいというふうに思います。資料のほう、まずご覧いただきたいと思いますが、時間額、現行でございます952円を改訂いたしまして1,033円、引き上げ額81円とさせていただきたいというふうに思っております。

算定の根拠につきましては２番のところでお示ししているところございますが、まずは（1）のところでありまして、先ほどの見解資料の３ページを合わせてご覧いただければというふうに思っておりますが、2025春期生活闘争の第７回の回答集計のところから、有期短時間契約労働者の賃上げ額が、時給66円98銭ということになっておりまして、まずここで67円という数字を出します。

２つ目に、これも資料の方でいきますと組合見解の５ページ、宮崎市の寄与度の高い品目ということで、こちらについては今後も値上がりをしていくだろうという２項目ということになりますけれども、こちらの寄与度の高い生活品であります食料・エネルギーの直近の３ヶ月の前年の同月比の8.3%、平均で増加しておりますので、先ほどの67円にこの8.3%を掛けまして、73円ということであります。

これに合わせまして、都市部への労働力の流出や男女間の賃金格差、こういったものを鑑みま

して、全国の加重平均との格差是正は図りたい。その分を含めたいというふうに思っております。具体的には全国の加重平均額は現在1,055円でございまして、宮崎が952円ということでございますので、この格差是正の部分が9.8%ほどございますので、73円にプラスで、この9.8%分を掛けまして、端数処理をして81円ということで、今回の引き上げ額ということで、ご提案をさせていただきたいというふうに思います。私のほうからは以上でございます。

【森部部会長】

はい、ありがとうございます。ほかに労側の委員から、何か補足ございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。労側から金額提示をいただきました。引き上げ額81円の、引き上げ率8.5%ということで81円という金額を提示していただきました。使側はいかがでしょうか。

【河野委員】

はい、宮崎県内のいろんな指数が入った資料を事務局でご準備していただくということで、正確なかたちでの金額提示という訳にはいかないんですけども、あえて申し上げるなら、まず第１回目につきましては、基本的考え方でも申し上げましたとおり、賃金改定状況実態調査結果の第４表、本審の資料の中の146ページ、の、第４表、③のＣランクの賃金上昇率が3.6%ということで、金額にして、プラス34円という金額を提示させていただきたいと思います。

【森部部会長】

ありがとうございます。労側、使側、両方とも根拠を示しながら金額提示をしていただきました。一応確認のため、もう一度、こちらのほうで整理したいと思います。

労側が81円引き上げ、引き上げ率にして8.5%ですね。それに対して使側が34円、3.6%の引き上げ率。ということで、81円と34円という金額提示がありました。

今回は金額提示のみということなので、議論は次回にしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

はい、それでは、ありがとうございました。今現在の金額提示について、意見交換を行いたいと思いますが、現時点での意見など、何かございますでしょうか。

（意見等なし）

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、まず今回は金額提示が出たというかたちで、次回に進めたいと思います。次回、第２回専門部会では、金額審議、意見、先ほど出していただいた金額をさらに詰めていきたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

はい、それでは、議題７に移ります。議題７、今後のスケジュールにつきまして、説明、事務局よりお願いします。

【賃金室長】

先ほどの本審終了後に行いました日程調整の結果の再確認ということになるかと思います。

第２回目の専門部会に関しましては、８月中旬、８月 15 日の金曜日の午後１時半からで、金額審議を行うものです。続きまして、第３回目は、８月 18 日月曜日、開始は午後１時からというふうに確認したかと思います。引き続き、金額審議を中心とした審議になるかと思います。一応、最終に予定しております４回目の専門部会、８月 25 日月曜日ですが、開始時間は１時半ということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは午後１時半からの開催とさせていただきます。この日は一応、金額審議の後、結審の予定という段取りになっています。

なお、８月 25 日の４回目の専門部会で、全会一致で結審しましたら、最低賃金審議会令第６条第５項の採用により、専門部会の採決結果をもって審議会に答申したものとさせていただきます。

また全会一致に至らなかった場合には、第４回目に専門部会終了後そのまま第３回本審を開催して、採決の上、答申させていただきたいと考えております。

また、特定最賃の改定の必要性を審議していただく検討小委員会につきましては、取りあえず、保留ということでありますが、８月 26、27、29 のいずれかで開催する予定となっています。１回目に関しては、話の内容から、おそらく、労側のほうの希望で 26 日か 27 日として、で、１回目が 26 日か 27 日のいずれかであることから、29 日を２回目という予定にしてよろしかったでしょうか。

（異議なし）

わかりました。そうしましたら、それぞれ１回目と２回目の開始時間に関しましては、同じ時間の１時半からとさせていただいてよろしいしょうか。

（異議なし）

はい、それでは検討小委員会についてはそのように予定をさせていただきますが、さらに、異議審ですね。検討審議会の結果、答申の結果を踏まえての開催となりますので、今のところ、９月 16 日の火曜日、基本的に午前 10 時の開催になるかと思います。取りあえず、そのような予定で日程を確保しておいていただければと思っております。

以上が、先ほどの調整結果を踏まえての調整ということになりますけど、大丈夫でしょうか。

【森部部会長】

小委員会の日程の決定は、メールか何かでいただけるんでしょうか。

【賃金室長】

メールで報告しますし、これに関しましては、まだ正式に開催通知とかを出してない状況にありますので、あと、まだ通知をしてない第３回本審と異議審も、そのあたり、まとめて通知した

いと思います。ただ、検討小委員会の日程が決まり次第、取りあえずは、メールで一報するなり考えたいと思います。

【森部部会長】

そうですね、各自スケジュール調整があると思いますので、できれば早めでお願いしたいと思います。

【賃金室長】

労側のほうも、結果を連休明け早々にも、すぐいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。審議日程の確認は以上となります。

【森部部会長】

ありがとうございます。日程がかなり変わりましたので、いろいろと確認していただきました。小委員会につきましては、今ありましたように決まり次第、まず速報として連絡していただけるということになります。

それでは、今回の金額に関しての提示ですが、先ほど労側のほうからは、このような資料を用意していただきまして、それを根拠として81円の引き上げということを提示していただきました。

使側のほうは、まずは、その前段階としまして、根拠資料、中賃が出した目安の根拠資料の宮崎県に関するものをまずいただきたいということと、それをもとに、いろいろと使側で調整していただけるということです。現時点では、34円という数字を出していただいておりますが、資料をもとに議論して次回につなげていくというかたちで進めていきたいと思います。

それでは、他にご意見がなければ、先ほど提示されましたスケジュールに沿って、今後の専門部会の審議を進めていきますので、皆さま方のご協力をお願いしたいと思います。それでは、何かご意見、ご質問がなければ、議題自体は全て終わりましたが、よろしいでしょうか。

（意見・質問等なし）

それでは無ければ、本日の議事記録につきましては、議事録を作成することとします。議事録の確認は、冒頭の事務局の説明どおり、鎌田委員と中原委員にお願いします。よろしくお願いします。

本日の議事録につきましては、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利、利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれはないと判断されますので、宮崎地方最低賃金審議会、最低賃金専門部会運営規程第７条第２項の規定により公開したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは無いようですので、本日の専門部会はこれで終わりたいと思います。お疲れさまでした。ありがとうございました。

部　　会　　長

労働者側代表委員

使用者側代表委員